

どっこの暴力団は生きている

平成28年 3月16日

# 暴 追 か わ ら 版

No. 193

暴力団等の不当要求断固拒否！

公益財団法人青森県暴力追放県民センター  
相談電話017-723-8930

## 平成28年度不当要求防止責任者講習日程

### 大切なあなたの事業所を暴力団等から守るための講習です！！

暴追センターでは、青森県公安委員会からの委託により、暴力団をはじめとした反社会的勢力への具体的な対応要領を指導する「不当要求防止責任者講習」を行っております。

本年度も、裏面にある一覧表の予定で県内各地で開催いたしますので、各企業、団体等にあっては責任者を選任し多くの受講をお願いします。

受講の問い合わせは暴追センター

Tel017-723-8930まで、又はホームページ  
をご覧ください。なお、受講は無料です。

#### 【責任者講習】

##### 1 受講申込み方法

地元警察署（組織犯罪対策担当係）に、責任者選任届（暴追センターホームページ、各警察署にあります。）を提出してください。後日、往復葉書で連絡がいきますので出欠を記入の上、返送して下さい。

##### 2 講習内容

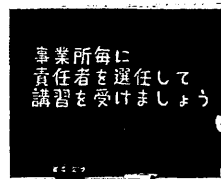
民事介入暴力担当弁護士、警察本部担当係官、暴追センター相談委員による「不当要求に対する対応策・要領等」についての講話、暴排DVDの放映、資料の提供などを行います。

##### 3 講習日時・場所

通知書等で確認して下さるようお願いいたします。急遽、変更する場合があります。

##### 4 受講修了書の交付

修了者には「受講修了書」を交付いたします。



#### 【不当要求防止責任者の役割】

- ※ 不当要求に対する各事業所の内部体制の整備
- ※ 不当要求による被害が発生した場合の被害調査及び警察等への連絡
- ※ 社員等に対する不当要求についての指導・教育の実施等

## 平成28年度不当要求防止責任者講習の日程

No.	開催日時				開催場所	住所
	月	日	曜	時間		
1	5	24	火	13:30~16:30	八戸総合卸センター 2階大会議室	八戸市卸センター一丁目12-10
2	6	9	木	13:30~16:30	ホテル青森 3階「あすなろの間」	青森市堤町一丁目1-23
3	6	21	火	13:30~16:30	弘前市民会館 1階大会議室	弘前市大字下白銀町1-6
4	7	5	火	13:30~16:30	むつグランドホテル 新館2階	むつ市田名部字下道4
5	7	14	木	13:30~16:30	八戸総合卸センター 2階大会議室	八戸市卸センター一丁目12-10
6	7	27	水	13:30~16:30	ホテル青森 4階「錦鶏の間」	青森市堤町一丁目1-23
7	8	25	木	13:30~16:30	サンロイヤル十和田 2階大会議室	十和田市東三番町37-7
8	9	6	火	13:30~16:30	弘前市民会館 1階大会議室	弘前市大字下白銀町1-6
9	9	14	水	13:30~16:30	ホテル青森 4階「錦鶏の間」	青森市堤町一丁目1-23
10	10	6	木	13:30~16:30	八戸総合卸センター 2階大会議室	八戸市卸センター一丁目12-10
11	10	18	火	13:30~16:30	弘前市民会館 1階大会議室	弘前市大字下白銀町1-6
12	10	25	火	13:30~16:30	むつグランドホテル 新館2階	むつ市田名部字下道4
13	11	15	火	13:30~16:30	ふるさと交流圏民センターオルテンシア	五所川原市字幾世森24-15
14	11	22	火	13:30~16:30	八戸総合卸センター 2階大会議室	八戸市卸センター一丁目12-10
15	12	13	火	13:30~16:30	ホテル青森 4階「錦鶏の間」	青森市堤町一丁目1-23
16	1	26	木	13:30~16:30	弘前市民会館 1階大会議室	弘前市大字下白銀町1-6
17	2	9	木	13:30~16:30	八戸総合卸センター 2階大会議室	八戸市卸センター一丁目12-10
18	2	23	木	13:30~16:30	ホテル青森 4階「錦鶏の間」	青森市堤町一丁目1-23

どっこの暴力団は生きている

平成28年 4月15日

# 暴 追 か わ ら 版

No. 194

暴力団等の不当要求断固拒否！

公益財団法人青森県暴力追放県民センター  
相談電話 017-723-8930

平成27年度不当要求防止責任者講習（一般企業受講者）

## アンケート調査結果

平成27年度中に実施した「不当要求防止責任者講習」は、県内19会場で792の方が受講しております。

アンケート調査は、792人中735人（92.80%）から回答を受けており、裏面のアンケート調査結果のとおり

735人中 99人

が「不当要求を受けたことがある」との回答でした。

また、99人中 12人

の方が「不当要求に応じている」という結果で、要求内容で特に多かったのが「機関誌等図書を購入」「商品の欠陥、対応態度に対する言いがかり」でした。

12人の方のうち、要求に応じた理由として「対応に不慣れであった。」との回答が最も多く、当センターで行っている責任者講習で対応要領を学ぶことが重要であることを裏付けております。

不当要求に対する対応として大切なことは、反社会的勢力を「怖いものは怖い」と感じることは仕方ないとしても、怖いから「お金を渡そう」とか「返還要求を控えよう」とか「条件を呑もう」というように、「恐怖心を利用した反社会的勢力の要求」に絶対に応じないことです。

不当な要求に応じることは、結果として彼らを利することになり、側面から援助することになるのです。

早期に外部専門機関（警察・暴追センター・弁護士）と連携し、適切な対応をとることが重要です。

早期相談が早期解決につながります！！



平成27年度「不当要求防止責任者講習アンケート調査結果」(一般企業)

(公財)青森県暴力追放県民センター

平成27年中に実施した「不当要求防止責任者講習」は一般企業の責任者計792人(前年比+111人)が受講しています。このアンケート調査は、受講者792人中735人(92.80%)の回答をもとに作成したもので、回答者735人中99人(13.47%)の方がこれまでに何らかの不当要求を受けたことが「ある」と回答しています。

- ① 暴力団等反社会的勢力からの不当要求時期(複数回答) (不当要求を受けた99人) 回答数169

項目	回答
1 1年以内	36 21.3%
2 2年以内	12 7.1%
3 3年以内	18 10.7%
4 3年以上	103 60.9%

⑤ 不当要求にどのように対処したか (不当要求を受けた99人)

項目	回答
1 全面的に応じた	4 4.0%
2 一部応じた	8 8.1%
3 拒否した	87 87.9%

- ② 不当要求してきた相手(複数回答) (不当要求を受けた99人) 回答数100

項目	回答
1 暴力団	7 7.0%
2 エセ右翼	22 22.0%
3 エセ同和	13 13.0%
4 暴力団関係者	9 9.0%
5 その他・不明	49 49.0%

- ⑥ 要求に応じた理由(複数回答) (要求に応じた12人) 回答数21

項目	回答
1 威圧を感じた	4 19.0%
2 トラブルが拡大することを恐れた	4 19.0%
3 報復の危険を感じた	1 4.8%
4 対応が不慣れであった	7 33.3%
5 以前から応じており断れなかった	0 0.0%
6 要求金額が少額だった	2 9.5%
7 当方にも一部非があった	3 14.3%
8 その他	0 0.0%

- ③ 要求内容はどんなことか(複数回答) (不当要求を受けた99人) 回答数115

項目	回答
1 機関紙等図書を購入	43 37.4%
2 物品購入	8 7.0%
3 スキャンダル等口止め	2 1.7%
4 用心棒、みかじめ料	0 0.0%
5 下請け、自販機の設置等	3 2.6%
6 寄付金、賛助金	2 1.7%
7 商品の欠陥、対応態度に対する言いがかり	29 25.2%
8 債権取り立て	3 2.6%
9 飲食代、工事代金不払い	0 0.0%
10 融資、借金の申し込み	2 1.7%
11 その他(保険金支払い要求等)	23 20.0%

- ⑦ 要求に応じなかったときの相手の行動(複数回答) (拒否した87人) 回答数93

項目	回答
1 迷惑電話など嫌がらせ行為をしてきた	10 10.8%
2 人的、物的危害を加えてきた	3 3.2%
3 街宣活動をしてきた	0 0.0%
4 そのまま引き下がった	69 74.2%
5 その他(その場で大声を出した)	11 11.8%

- ④ 要求を受けたとき誰に相談したか(複数回答) (不当要求を受けた99人) 回答数114

項目	回答
1 青森県暴力追放県民センター	5 4.4%
2 警察	23 20.2%
3 弁護士	4 3.5%
4 会社等の上司	36 31.6%
5 同僚、友人、知人	5 4.4%
6 家族	0 0.0%
7 相談しなかった	37 32.5%
8 その他	4 3.5%

- ⑧ 青森県暴力追放県民センターを知っていたか(アンケート回答者735人全員の回答)

項目	回答
1 知っていた	484 65.9%
2 知らなかった	251 34.1%
3 無回答	0 0.0%

- ⑨ 青森県暴力追放県民センターで暴力団等に関する相談を受けていることを知っていたか

(⑧で「知っていた」と答えた484人からの回答)

項目	回答
1 知っていた	447 92.4%
2 知らなかった	37 7.6%

- ⑩ 不当要求防止責任者講習受講のご意見(アンケート回答者735人全員の回答)

項目	回答	主なご意見
1 参考になった	647 88.0%	具体的対応方法を知ることができ、大変参考になった。
2 一部参考になった	39 5.3%	弁護士の講話・録音の可否、相談先の把握等参考になった。
3 参考にならなかった	3 0.4%	DVD・ロープレが参考になった。
4 無回答	46 6.3%	青森県の実例を交えて説明してもらえば、より分かりやすい。